

岐阜県公報

第 三 百 七 十 七 号
令 和 五 年 三 月 三 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正	(統 計 課)	七九 <small>（ページ）</small>
道路の区域変更	(道 路 維 持 課)	七九
道路の供用開始	(同)	八一
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	八二
土砂災害警戒区域の指定	(同)	八二
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	八四
都市計画下水道事業の変更認可（公共下水道）	(下 水 道 課)	八六
令和五年度技能検定（前期及び随時）の実施	(労 働 雇 用 課)	八七
県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定	(農 地 整 備 課)	九〇
落札者等に関する公示	(会 計 課)	九一

告 示

岐阜県告示第七十五号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第二百四十号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

「医療機関・訪問看護ステーション実態調査」を「医療機関・訪問看護ステーション実態調査」に改める。

岐阜県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

県道	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
槍ヶ岳 園線	高山市奥飛驒温泉郷神坂 内字巾平七一〇番八地先地		前	二六〇 三・五	四六六	
			後	三三〇 一四〇・六	四六六	

岐阜県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
多治見 八百津線	可児市瀬田字日影山一四 五五番一地先から 同市同字同 一四 六三番一地先まで		前	一四〇 五〇・〇	一七九・六	
			後	三三〇 三六・九	一七九・六	

岐阜県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
惣 鷲線	郡上市高鷲町鷲見字下新 田五番三地先地内		前	四〇四 六〇	四一三	
			後	六〇〇 二〇・八	四一三	

岐阜県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
四百十七 号	揖斐郡池田町六之井字深 池一四八七番四地先から 同郡同町同 字同 一四八七番二地先ま で		前	七〇八 六六	四一六	
			後	八〇〇 八六	四一六	

岐阜県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及

岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	区域変更	敷地の幅員	延長	備考
付越	知原線	加茂郡東白川村越原字都加太地一五三番二地先から同郡同村同字同一五三番五地先まで	別前後	四・四 九七	一〇・六	
			後	八・〇 一四・〇	一〇・六	

岐阜県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長	供用開始	備考
見国	座府線	高山市国府町八日町字馬道一八四〇番二五地先から官公有無番地先（高山市国府町八日町字六郎谷一八六八番二六一）まで	三・四・九 （メートル）	令和 五・三・三	平成 二四・九・一六 令和 三・一・三

岐阜県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長	供用開始	備考
白鳥	板取線	郡上市大和町落部字枳尾二二五四番一四地先地内	一〇・二 （メートル）	令和 五・三・三	令和 四・七・一

岐阜県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長	供用開始	備考
			（メートル）		

県道
北南 濃 勢 線
海津市南濃町庭田字奥谷一〇 五三番一地先地内
六・四
令和 五・三・三
令和 四・二・九

岐阜県告示第八十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

神路	次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）
	郡上市大和町神路
	字新田森 七八三番 一号
	七七七番一 二号
	字井ノ上 一六二三番一 三号
	一五七七番一 四号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
泉町久尻3	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉町久尻4	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉町久尻5	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉町久尻6	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉町久尻7	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大富4	土岐市泉町大富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大富5	土岐市泉町大富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
河合3	土岐市泉町河合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
河合4	土岐市泉町河合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
河合5	土岐市泉町河合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
河合6	土岐市泉町河合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉が丘町4丁目	土岐市泉が丘町4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉が丘町3丁目	土岐市泉が丘町3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉が丘町6丁目1	土岐市泉が丘町6丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉が丘町6丁目2	土岐市泉が丘町6丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉が丘町6丁目3	土岐市泉が丘町6丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉が丘町1丁目	土岐市泉が丘町1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
定林寺2	土岐市泉町定林寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
定林寺3	土岐市泉町定林寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
定林寺4	土岐市泉町定林寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
定林寺5	土岐市泉町定林寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
定林寺6	土岐市泉町定林寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土岐口11	土岐市土岐津町土岐口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

妻木町 11	妻木町 10	妻木町 9	下石町 8	下石町 7	下石町 6	駄知町 5	駄知町 6	肥田	土岐津町土岐口 4	土岐津町土岐口 3	久尻 2	久尻 1	大富 2	大富 1	柿野 25	柿野 24	柿野 23	柿野 22	柿野 21	細野 1	柿野 20	柿野 19	柿野 18	柿野 17	曾木町 12
土岐市妻木町	土岐市妻木町	土岐市妻木町	土岐市下石町	土岐市下石町	土岐市下石町	土岐市駄知町	土岐市駄知町	土岐市肥田町肥田	土岐市土岐津町土岐口	土岐市土岐津町土岐口	土岐市泉町久尻	土岐市泉町久尻	土岐市泉町大富	土岐市泉町大富	土岐市鶴里町柿野	土岐市鶴里町柿野	土岐市鶴里町柿野	土岐市鶴里町柿野	土岐市鶴里町柿野	土岐市鶴里町細野	土岐市鶴里町柿野	土岐市鶴里町柿野	土岐市鶴里町柿野	土岐市鶴里町柿野	土岐市鶴里町柿野
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり								
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊																		

曾木町 1	曾木町 2	曾木町 3	曾木町 4	鶴里町柿野 34	鶴里町柿野 35	鶴里町柿野 36
土岐市曾木町	土岐市曾木町	土岐市曾木町	土岐市曾木町	土岐市鶴里町柿野	土岐市鶴里町柿野	土岐市鶴里町柿野
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
泉町久尻 3	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉町久尻 4	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉町久尻 5	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉町久尻 6	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉町久尻 7	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大富 4	土岐市泉町大富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

妻木町 11	土岐市妻木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曾木町 1	土岐市曾木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曾木町 2	土岐市曾木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曾木町 3	土岐市曾木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曾木町 4	土岐市曾木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曾木町 5	土岐市曾木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曾木町 6	土岐市曾木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曾木町 7	土岐市曾木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曾木町 8	土岐市曾木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曾木町 9	土岐市曾木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曾木町 10	土岐市曾木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曾木町 11	土岐市曾木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曾木町 12	土岐市曾木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野 17	土岐市鶴里町柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野 18	土岐市鶴里町柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野 19	土岐市鶴里町柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野 20	土岐市鶴里町柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
細野 1	土岐市鶴里町細野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野 21	土岐市鶴里町柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野 22	土岐市鶴里町柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野 23	土岐市鶴里町柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野 24	土岐市鶴里町柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿野 25	土岐市鶴里町柿野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久尻 2	土岐市泉町久尻	次の図のとおり	土石流
土岐津町土岐口 3	土岐市土岐津町土岐口	次の図のとおり	土石流
土岐津町土岐口 4	土岐市土岐津町土岐口	次の図のとおり	土石流

肥田	土岐市肥田町肥田	次の図のとおり	土石流
駄知町 6	土岐市駄知町	次の図のとおり	土石流
駄知町 5	土岐市駄知町	次の図のとおり	土石流
下石町 6	土岐市下石町	次の図のとおり	土石流
下石町 8	土岐市下石町	次の図のとおり	土石流
妻木町 9	土岐市妻木町	次の図のとおり	土石流
妻木町 11	土岐市妻木町	次の図のとおり	土石流
曾木町 1	土岐市曾木町	次の図のとおり	土石流
鶴里町柿野 34	土岐市鶴里町柿野	次の図のとおり	土石流
鶴里町柿野 35	土岐市鶴里町柿野	次の図のとおり	土石流
鶴里町柿野 36	土岐市鶴里町柿野	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により多治見都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和五年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
多治見市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
多治見都市計画下水道事業 多治見市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和四十四年十二月二十三日から

令和八年三月三十一日まで
事業地

事業地を表示する図面において表示する。

公 示

令和五年度技能検定（前期及び随時）の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により
令和五年度技能検定（前期及び随時）を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進
法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示し
ます。

令和五年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施等級等

技能検定は、一級、二級、三級、単一等級及び基礎級に区分し、実技試験及び学科
試験によって行います。

二 前期に実施する等級区分及び検定職種（作業）

1 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、
金属熱処理（一般熱処理作業及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）、機械加工（普
通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面
研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業及び精密器具製
作作業）、非接触除去加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業及び
びレーザー加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、建築板金（内外装板金
作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切
削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、ダイカスト（コールドチャンパダイ
カスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、産業車両整備（産業車両整

備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業、家具機
械加工作業及びびいす張り作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセッ
ト印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業及び真空成形作業）、強化プラスチック
ク成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官
（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイ
ル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
及びシーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作
業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製地下工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧
フィルム工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業及び壁
装作業）、塗装（木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）
及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 二級

金属熱処理（高周波・炎熱処理作業）

3 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、
金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処
理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研
削盤作業及びマシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査
（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シー
ケンス制御作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、
ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、塗装（金属塗装作業）及びフラ
ワー装飾（フラワー装飾作業）（ただし、機械検査（機械検査作業）にあつては、
学科試験のみ実施する。）

4 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事作業）

三 随時実施する等級区分及び検定職種（作業）

1 二級

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、
機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセン
タ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金
（内外装板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（溶融亜鉛めっき作業）、ア

ルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンネルダイカスト作業及びコールドチャンネルダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工（丸編みニット製造作業及び靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製作、貼箱製作作業及び段ボール箱製造作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業及び石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

なお、二級の試験については、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧規則」といふ）第六十一条に規定する基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受検することができます。

2 三級及び基礎級

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、

機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンネルダイカスト作業及びコールドチャンネルダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業及び靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製作、貼箱製作、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業及び石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

なお、三級の試験については、基礎級又は旧規則第六十一条に規定する基礎一級若しくは基礎二級の技能検定に合格した者に限り受検することができます。

四 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）で定める額とします。

2 学科試験 三千百円

五 実施期日

1 前期

(一) 実技試験

令和五年六月六日（火）から同年九月十日（日）までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

(二) 学科試験

(1) 令和五年七月九日（日）に実施する検定職種

三級

園芸装飾、造園、鑄造、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、とび、左官、ブロック建築、塗装及びフラワー装飾

(2) 令和五年八月二十日（日）に実施する検定職種

ア 一級、二級及び三級

金属熱処理

イ 一級及び二級

造園、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装

(3) 令和五年八月二十七日（日）に実施する検定職種

一級及び二級

機械加工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、左官、量製作及び内装仕上げ施工

(4) 令和五年九月三日（日）に実施する検定職種

ア 一級及び二級

園芸装飾、鑄造、非接触除去加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装及びフラワー装飾

イ 単一等級

路面標示施工

2 随時

実技試験及び学科試験は、令和五年四月一日（土）から令和六年三月三十一日（日）までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

六 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

七 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

前期試験の問題の公表は、令和五年五月三十日（火）から行います。

八 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 前期

(1) 県が指定する技能検定受検申請書

(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(3) 四に定める手数料の振込金受取書（受付書）の写し

(4) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

(二) 随時

(1) 県が指定する技能検定受検申請書

(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(3) 四に定める手数料の振込金受取書（受付書）の写し

2 提出先

〒五〇九 〇一〇九 各務原市テクノプラザ一丁目一八番地 岐阜県人材開発支援センター内 岐阜県職業能力開発協会（前期については電話〇五八 二六〇 八六八六、随時については電話〇五八 三三二一 三六七八）

3 受付期間

(一) 前期

令和五年四月三日（月）から同月十四日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

(二) 随時

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで

4 受検申請に関する注意

- (一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検には原則として一定の実務経験が必要となります。
 - (二) 提出書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面の写しを同封してください。
- なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けません。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

(四) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(五) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

九 合格の発表等

1 前期

(一) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、令和五年七月九日(日)に学科試験を実施する検定職種に関しては同年八月二十五日(金)、その他の検定職種に関しては同年九月二十九日(金)に岐阜県商工労働部労働雇用課ホームページ内に掲載します。

(二) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から、令和五年七月九日(日)に学科試験を実施する検定職種に関しては同年八月二十五日(金)付けの書面で、その他の検定職種に関しては同年九月二十九日(金)付けの書面で通知されます。

(三) 技能検定合格証書等の交付

一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付され

ます。

2 随時

(一) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会が書面で通知します。

(二) 技能検定合格証書等の交付

合格者には、知事名の合格証書が交付されます。
このほか、二級及び三級合格者には、厚生労働大臣から、技能士章が交付されます。

十 試験結果の提供

1 提供する試験結果

学科試験及び実技試験(計画立案等作業試験及び判断等試験)の得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

情報公開・行政相談窓口(岐阜県庁一階)

4 提供を受けるために必要な書類等

(一) 受検票

(二) 個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 その他

技能検定について不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課(電話〇五八 二七二 一一一一 内線三六六九)又は岐阜県職業能力開発協会(前期については電話〇五八 二六〇 八六八六、随時については電話〇五八 三三二 三六七八)までお問い合わせください。

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
西ノ股池地区	可 児 市 役 所	令和 五・三・三から 同 四・三・三まで

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 岐阜県警察本部庁舎で使用する都市ガス 予定数量 449,621 m³（低圧及び中間圧）
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 4 年 11 月 8 日
- 4 落札者を決定した日 令和 4 年 12 月 21 日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区東新町 1 番地
中部電力ミライズ株式会社
代表取締役 社長執行役員 大谷 真哉
- 6 落札金額 57,676,549 円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約工事検査係
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目 1 番 1 号

令和五年三月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社